円借款用

# 事業事前評価表

## １．案件名

国名：タンザニア連合共和国
案件名：第 10 次貧困削減支援借款
L/A 調印日：2013 年 6 月 18 日
承諾金額：1,500 百万円
借入人：タンザニア連合共和国政府
(The Government of the United Republic of Tanzania)

## ２．事業の背景と必要性

(1) 当該国の開発実績（現状）と課題

タンザニアは 2000 年以降、比較的順調な経済成長を遂げており、2009 年度は世界的金融・経済危機の影響により、6.0%の成長率に留まったものの、2010 年度及び 2011 年度は共に 6.5%と回復が見られ、今後 2015 年までの期間においても年率 6～7%台の成長が見込まれている。経済成長の原動力となる民間セクターは依然未成熟であるが、1990 年代の国営銀行の民営化を契機に銀行業が拡大したことに伴い、民間セクターへの貸出が拡大したことを受けて、2006 年に GDP の 11%であった国内民間投資は 2011 年には 19%まで増加した。

一方、世界銀行の「Doing Business 2012」においてタンザニアのビジネス環境は世界 183 ヵ国・地域中 127 位と改善の余地があるとされているように、今後見込まれる天然ガス等資源への海外投資拡大を見据えて、投資環境拡大のための基盤強化が求められている。また、短期的には改善しているものの、恒常的な貿易収支赤字、インフレ、外貨準備高不足、財政赤字等の構造的なマクロ経済上の課題を抱えている。タンザニアが、中長期的にマクロ経済の安定化を図りつつ競争力を強化し持続的な経済成長を実現するためには、民間投資拡大のための環境整備に加え、公共財政管理の強化が必要である。

(2) 当該国の開発政策と本計画の位置づけ

タンザニア政府は、2005 年に 5 ヵ年に亘り実施される国家計画上の貧困削減政策として、「成長と貧困削減のための国家戦略」（スワヒリ語で MKUKUTA）を策定し、①成長と所得貧困の削減、②生活の質と社会福祉の改善、及び③統治及び説明責任を上位目標として、各種改革を実施してきた。2010 年 10 月に策定された MKUKUTA の後継戦略である MKUKUTA II は、MKUKUTA の内容を踏襲しつつ、貧困削減の方策として成長と生産性の向上をより重視した取組が明確にされており、経済成長分野へ重点的に投入することを打ち出している。タンザニアでは、2001 年以降、MKUKUTA で掲げられた開発課題の達成に向け、援助効率向上と政府のオーナーシップ強化の観点から、政府・ドナー間の援助協調体制の構築が進んでおり、タンザニア政府は、その中核となる援助モダリティとして、一般財政支援（General Budget Support：GBS）を選好している。本計画は、特に投資環境整備と公共財政管理の 2 つに焦点を当て、これら開発政策の実行を支援するものである。

(3) 当該国に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対タンザニア国別援助方針（平成 24 年 6 月）では、タンザニア政府が MKUKUTA II の目標を推進していくため、「貧困削減に向けた経済成長」、「経済成長と貧困削減を支えるインフラ開発」及び「国民全てに対する行政サービスの改善」を 3 つの柱としている。また、TICAD V において採択された「横浜宣言」（平成 25 年 6 月）

は、成長の質的向上に向けた官民連携によるインフラ整備と人づくりに焦点を当てた支援を重点分野の 1 つに位置付けており、本計画はこうした方針に合致する。JICA は 2006 年度より PRSC4 に参画し、PRSC8 まで継続的に支援してきた。

(4) 他の援助機関の対応

タンザニアでは、世界銀行、英国を中心として 12 ドナーが GBS への供与を行っている。世界銀行は、タンザニア国別援助戦略に基づき、MKUKUTA II を中核とした支援を行うことを謳っており、2003 年以降、PRSC をもって GBS を実施している。英国は、タンザニア支援における二国間の最大ドナーであり、支援総額の大部分占める GBS に加え、広域インフラ開発による貧困削減や政府のガバナンス能力強化に的を絞ったプロジェクト型支援を実施している。

(5) 計画の必要性

本計画は、主に投資環境整備及び公共財政管理焦点を当て、重要な政策改革の実施支援を通じて、MKUKUTA II に掲げられるタンザニアの持続的開発の達成に資するものである。日本が参画した PRSC4 から PRSC8 では、政策目標を達成するため、計 55 の具体的行動が掲げられ、うち 50 の行動が一部あるいはすべてにおいて達成される等、タンザニアの政策・制度改善に貢献してきた。本計画において設定した具体的行動についても、タンザニア及び世界銀行との協議を通じて、達成状況が良好であると確認している。また、タンザニア政府との対話を通じて、民間投資の促進に向けた投資環境改善への支援につなげることが可能である。上記のとおり、本計画はタンザニアの課題・開発政策に合致し、我が国・JICA の援助方針にも合致していることから、JICA が実施を支援する必要性・妥当性は高い。

## ３．事業概要

(1) 計画の目的

本計画は、タンザニア政府が MKUKUTA II に基づいて進めている投資環境整備、財政運営改善等の改革を、一般財政支援及び政策提言を通じて支援することにより、これら政策課題の達成を図り、もってタンザニアの経済成長を通じた貧困削減に寄与することを目的とする。

(2) 計画概要

本計画は、タンザニア政府がMKUKUTA IIにおいて掲げられる3つの柱のうち「投資環境」及び「公共財政」の2つをプログラム開発目標分野に位置付け、2015年までに実行されるべき改革の支援を行うもの。本計画は、PRSC9～PRSC11の3ヶ年のプログラムの2ヶ年目であり、2012年7月から2013年6月に実行された改革を支援するものである。本計画は、PRSC10の具体的行動（プライヤーアクション）達成の確認をもって行う。

＜本計画が支援する開発目標＞

| 開発目標 | 政策分野 | プライヤーアクション |
|---|---|---|
| 投資環境 | i）経済特区の管理と促進のための効果的な制度構築 | (1)「経済特区法」の実施枠組を提示する「経済特区規則2012」の採択 |
| | ii）地域交通拠点としてのタンザニアの競争力強化 | (2) ワンストップボーダーポストの設置に向けた合同国境委員会の設置 |
| 公共財政 | iii）国内歳入の効率及び透明性強化 | (3) 資源開発産業透明性イニシアティブ理事会に対する支払照会に関する第二次報告書の提出<br>(4) 一定の売上に満たない企業の免税措置の導入 |
| | iv）健全な公共投資管理 | (5) 2012/13 年度公共投資事業の計画・モニタリング強化対策<br>①大統領府計画委員会ガイドラインに基づく公共投資事業予算の精査・承認<br>②予算執行に係る実施計画、キャッシュフロー計画、四半期報告書の提出を定めた通達発出 |
| | v）予算の質の改善及び公共財政管理システムの強化 | (6) 国際基準に基づくリスクベース内部監査手法の採用による財務省内部監査局の運営強化<br>(7) 包括的財政管理システムを通じた地方自治体の中央政府との結合 |

(3) 総事業費

円借款額：1,500 百万円

(4) 本計画の対象期間は 2012 年 7 月～2013 年 6 月。貸付実行（2013 年 6 月）をもって計画完成とする。

(5) 事業実施体制

1) 借入人：タンザニア連合共和国政府
(The Government of the United Republic of Tanzania)

2) 計画実施機関：財務省（Ministry of Finance）

3) 体制：毎年 10 月～11 月に開催される GBS 年次レビューにおいて MKUKUTA II のクラスター目標に対応した GBS 共通の評価枠組み（Performance Assessment Framework: PAF）に基づいたモニタリング・評価が行われる。GBS の下で進められる PRSC についは、タンザニア政府及び世界銀行との協議を通じて策定された政策マトリクスに基づき、GBS 会合及び PRSC に係る個々の協議を通じて目標達成のモニタリングを行っている。

(6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本計画は、タンザニアの貧困削減と成長の達成を目指す MKUKUTA II を支援するものであり、計画の方向性そのものが貧困削減を目的としたものである。従って、本計画の実施によって、貧困を生み出しかつ貧困層が不利になる経済社会構造の歪み・規制の除去が促進されることが期待され、貧困対策案件に該当する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者

配慮等）：本計画で支援するMKUKUTA IIのクラスター2「生活の質と社会福祉の改善」では、宗教、地域、収入、年齢、ジェンダーによる格差の減少、障害者等社会的に最も脆弱なグループの不平等を是正することが謳われている。

(7) 他スキーム、他ドナー等との連携

世界銀行との協調融資を行う。また、本計画で支援する改革分野において実施中の他スキーム（全国物流マスタープラン策定プロジェクト、東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト、内部監査能力強化プロジェクト、道路整備・改修事業）との連携を通じて政策目標の達成を支援する。

(8) その他特記事項： 特になし。

## 4. 計画効果

(1) 定量的効果

運用・効果指標

| 開発目標 | 政策分野 | 運用・効果指標 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 成果指標 | 基準値<br>(2010/11 年度) | 目標値<br>(2014/15 年度) |
| 投資環境 | i) 経済特区の管理と促進のための効果的な制度構築 | 現存する経済特区における投資家の数（件） | 39 | 80 |
| | | 経済特区における事業許可取得の平均所要日数（日） | 7 | 3 |
| | ii)地域交通拠点としてのタンザニアの競争力強化 | コンテナ船が荷を降ろしてからクリアランス完了までの平均所要日数（日） | 12 | 5 |
| | | 貨物船ターンアラウンド（*注）平均所要日数（日） | 8（**注） | 4 |
| | | トラックの国境通過の平均所要日数（日） | 2 | 0.5 |
| 公共財政 | iii)国内歳入の効率及び透明性強化 | 国内歳入の対 GDP 比（%） | 16.5 | 19 |
| | | 資源開発産業透明性イニシアティブ支払照会に関する年次報告書発出の所要時間（月） | 20 | 16 |
| | iv)健全な公共投資管理 | 新規の公共投資が実施マニュアルにより審査された割合（%） | 0 | 50 |
| | | 財務省により事前評価がなされる PPP 案件の数（件） | 0 | 3 |
| | v)予算の質の改善及び公共財政管理システムの強化 | MKUKUTA II、5 ヶ年開発計画に沿った国家予算の承認（%） | 75 | 100 |
| | | 包括的財務管理システムの接続率（%） | 省庁：100<br>州政府：100<br>地方自治体：0 | 省庁：100<br>州政府：100<br>地方自治体：100 |
| | | 国家予算の情報公開度（点） | 45 | 55 |
| | | 内部監査ガイドライン履行率（%） | 0 | 70 |

*注：通関の効率化に関する指標。船舶の寄港、貨物積卸、出発までを指す。

**注：基準値は 2012 年。

(2) 定性的効果

本計画の実施を通じて、タンザニア政府及び他ドナーとの継続的な政策協議を行うことにより、タンザニア政府の政策立案、実施能力の改善効果、ひいては持続的な経済成長が促進される。

## 5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

## 6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1)類似案件の評価結果

2007 年に実施されたベトナムにおける PRSC3～5 の事後評価等において、PRSC の効果・実効性は、政策制度の運用・執行面の確実な実行があってこそ発現されるものであり、政策制度の策定のみならず、政策制度の執行・運用を行う現場でのきめ細かい能力構築や制度強化が不可欠であるとの提言を得た。

(2)本計画への教訓

上記提言を踏まえ、本計画では、支援対象とする政策目標について、政策面での支援に加え、技術協力、有償資金協力等の実施を通じて、本計画終了後も特定の政策目標の運用・執行面を支援する予定である。具体的には、内部監査の強化には人材の能力強化が不可欠であることから、2009 年度から 3 ヶ年実施した技術協力プロジェクトの後継案件である「タンザニア内部監査能力強化プロジェクトフェーズ 2」を 2013 年度から開始し、タンザニア財務省内部監査局による中央省庁・地方政府に対する技術指導の運営能力強化を行うことにより、内部監査ガイドラインの履行率向上等を側面的に支援する予定である。

## 7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

1) 現存する経済特区における投資家の数（件）
2) 経済特区における事業許可取得の平均所要日数（日）
3) コンテナ船が荷を降ろしてからクリアランス完了までの平均所要日数（日）
4) 貨物船ターンアラウンド（*注）平均所要日数（日）
5) トラックの国境通過の平均所要日数（日）
6) 国内歳入の対 GDP 比（%）
7) 資源開発産業透明性イニシアティブ支払照会に関する年次報告書発出の所要時間（月）
8) 新規の公共投資が実施マニュアルにより審査された割合（%）
9) 財務省により事前評価がなされる PPP 案件の数（件）
10) MKUKUTA II、5 ヶ年開発計画に沿った国家予算の承認（%）
11) 包括的財務管理システムの接続率（%）
12) 国家予算の情報公開度（点）
13) 内部監査ガイドライン履行率（%）

(2) 今後の評価のタイミング

計画完成後

以　上